

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

つくば市道路工事等承認規則（平成元年つくば市規則第23号）第3条の2の規定に基づく車両出入口設置工事の事前協議における不適切な説明に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事案発生の日

令和3年1月22日

2 事案発生の場所

つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所道路管理課内

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事案の概要

相手方の住所敷地前に車両出入口を設置する工事に係る事前協議における説

明の際に、車止めを設置しなければ承認をしないと誤認させたことにより、相手方は設置義務のない車止めを設置し、損害を被った。

5 損害賠償額

金142,120円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金142,120円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。